

責任保険法研究

浦田一晴

責任保険法研究 其の三

——本論 商法における責任保険法の考察とその展開——

目次

- 第一 責任保険法研究 其の三 序説
- 第二 責任保険法研究 其の三 各論
 - 一 他人の物の保管者の責任保険法の考察
 - 二 保険金請求権の競合に関する考察
 - 三 保険金直接請求権の行使および適用に関する考察
 - 四 保険金直接請求権に関する立法論的考察
 - 五 保険金直接請求権設定制度の可否に関する考察
- 第三 責任保険法研究 其の三 結語

第一 責任保険法研究 其の三 序説

一

「責任保険法研究其の三」は、わが国の商法典における責任保険法として唯一の法規である六六七条について、その基本的な重要事項の解釈論的考察とそれに関連して発生する新たな問題およびそれに対応する法的措置を、主として、立法論の立場から論述し、さらに、保険金直接請求権設定制度それ自体の可否、その存否の是非について考察しようとするものである。

二

商法六六七条の立法趣旨およびそれを基本として発展する責任保険契約における保険金請求権を理解しようとする場合、どのような問題事項を中心にして考察検討をおこなうべきか。

(イ)

六六七条において、まず、基本的に注目しなければならないことは、本法が「責任保険」の存在を法的に確認した最初の法規であるということである。

この法的確認は、責任保険制度が必然的に、経済生活において、それが企業経済生活であれ、個人経済生活であれ、その態様において求められる社会的存在として、必要な構成的制度事項であることの認識にもとづくものである。六六七条は、一方において、火災を原因事故とする特定の賠償責任解決の保険立法であるという保険法の体系的立場から保険各論的特種目的的意味を有するとともに、他方、立法的前提として、一般的普遍的に、法典において責任保険制度を設定した根源的・原点的立法であるという二つの意味において、保険法上、大きな意義と価値を有するものと考

えられる。

六六七条は、その考察を進めることによって、種々の立場から良き内容と批判が交錯する法規であるとみられるが、しかし、右に述べた二つの意味は、保険法を大局的視点から考察するとき、特に評価さるべきものである。

(四)

保険契約において、保険契約者側において、最も重視される債権は保険金請求権である。この請求権に関し、六六七条において、被保険者の有する保険金請求権と新たに本法において、特に所有者（被害者）にみとめられたその者が行使することのできる保険金請求権（保険金直接請求権）との間における「権利競合」の問題が浮上する。

この競合に関しては、保険契約上存在する本来的保険金請求権と新たに立法確認された加重的保険金請求権についての権利の所有と権利の行使およびそれに関連して生ずる利害関係について考察されなければならない。しかし、この考察の基本的重要な標準となるのは、本法の立法目的が何であるか、存在目的が那邊にあるかにかかっている。

(五)

六六七条は「商法典上、火災保険の法域に位置している。したがって、責任保険契約が締結された場合、右の位置づけを事由として、被害者の保険金直接請求権は、火災を原因とする事故を対象とする責任保険の場合にのみみとめられるとするいわゆる厳格解釈を主張する立場と、火災を原因としない事故を対象とする責任保険の場合においても被害者は保険金直接請求権を行使できるとするいわゆる本法の拡大解釈を主張する立場がある。

この問題について、本法についての解釈論をいかにおこない、いかなる結論を得るかということとは、特に本法を基点とする一般的責任保険契約関係者におよぼす利害関係からみて重要な考察事項となる。

(三)

多様な評価と疑問の事項を帯有する六六七条の保険金請求権について、それを適正公平に行使することができるようにするためには、どのような方法措置をとればよいか、また、立法論的にいかなる方法が存在するかなどについて考察し探究を進めることが必要である。

右の問題事項に関して、種々考えられる措置において、その最も適正であるとする一つの措置をとるか、あるいは、複数の措置をとり、それぞれに、保険金請求権をみとめ行使の場を附与するかということも考察の対象である。

(注)

次に、責任保険契約について、法的制度として、大局的見地に立って考察しなければならない問題事項がある。

それは、六六七条自体の存在の必要性があるかないかということ、立場論的にその存在の有無について基本的に関連することから派生する内容のものである。

すなわち、責任保険契約における保険金直接請求権をみとめる制度の可否およびその存否の問題であり、その制度の存在をあらゆる責任保険の種類においてみとめるか、特定の種類の責任保険においてのみみとめるか、すべての種類の責任保険において保険金直接請求権の存在をみとめないか、その存在の必要性を否定する事由は何か、その存在の否定の場合、それに代るべき被害者保護救済について適正な措置をいかにして設定するか、しかして、それらの措置はどのような然るべき内容のものであるか、などについての考察である。

本考察の問題は、被害者保護救済の根本的事項と態様および加害者の利害関係と保護救済について著しい影響を与える事項である。したがって、この問題の取扱いについては、あらゆる視点角度から論ぜられ考察されなければならない。

第二 責任保険法研究 其の三 各論

一 他人の物の保管者の責任保険法の考察

(イ)

他人の物の保管者の責任保険法の考察は、賃貸借契約を前提とする他人の物の賃借人たる保管者の保管義務が、その賃借期間の満了時点まで完全に遂行され、その保管物が契約におけるごとき条件と状態において、その所有者に完済されることの危惧される場合における、火災を原因とする事故発生による責任負担の可能性を予想する賃貸借火災責任保険契約締結の場合における保管物の所有者の有する利益の侵害による損害発生を、いかなる方法によっててん補してゆくかの問題を中心対象としておこなわなければならない。

その措置は、所有者すなわち被害者の損害をてん補を内容とする責任保険契約締結の方法をとることにより、しかして、その締結によって当然に存在する保険契約者に位置する被保険者の保険金請求権行使の可能性を、立法的に所有者に権利としてみとめることにある。

(ロ)

保険金請求権は、本来、保険契約者側の基本的に有すべき最も重要な権利であって、保険契約に関係のない者がそれを帶有し行使できる性質のものではない。

単なる解釈論の立場において、また、解釈論の巧みな方法によっても、容易に権利と称するものの存在はみとめらるべきものではない。権利の存在確認は、適正な立法手続をふむことよってのみ可能なものである。権利の存在は他方、相手方において義務の存在する状態であることを常とすることにより、権利確定の問題は十分な慎重性を求め

られる。

権利の重要性から考察するとき、責任保険契約に無関係の所有者に對して、被害者保護救済の理由のみにもとづいて、単に、保険金請求権をみとむべき筋合いのものではない。立法措置手続によつてのみ確立される保険金請求権のみが、被害者の保護救済に活用される法的制度として真実にみとめられるものである。

(イ)

商法六六七条において、賃借人その他他人の物を保管する者がその支払うことあるべき損害賠償のためその物を保険に付したるときは、所有者は保険者に対して直接にその損害のてん補を請求することを得、と定める条項は、被害者保護救済の趣旨および保管者の利害関係の調整を目的とする立法趣旨を適正に表現しているものと考える。

しかして、この条項の文言および内容を注意深く考察検討してゆくことにより種々の疑問の生ずることによつて、より批判的な立場において解釈論を展開しなければならぬ必然性を帯びしていることが明らかになる。それは、一面、本法の長所であるとともに、反面、短所でもあるのではないかと考える。

特に、本条項において、注目すべき点は、本条項の最終に位置する文言たる「得」の表現によつて明らかのように、所有者が保険者に対して保険金直接請求権を行使するか行使しないかは、その者の任意的選択にかかっていることである。保管者と所有者との間における損害賠償処理の状態において支払われる賠償額が保管者の財産をもつて支払われ、保険金をもつて自己の損害を補う必要のないごとき場合、保険金直接請求権は行使の必要はなく、この点について、本法は弾力的な措置によりその調整を企図している。

このような弾力性のある調整措置は、本法の立法趣旨を完遂するための妙味のある立法手段と考えられるが、このような任意性ある態様を採用した結果、被保険者の帶有する本来的保険金請求権との関係において、多様な内容の競

合の問題を生ぜしめることとなり、債権債務の処理関係において、法律的に経済的に、複雑性を増すのである。
商法六六七条の保険法上における存在価値は次のごとき諸点にあるのではないかと考える。

- (一) 責任保険の商法典上における最初の法的存在確認をおこなったこと
- (二) 損害賠償責任の責任保険制度による解決手段を明示したこと
- (三) 損害発生可能性を予測し事故発生前における損害てん補についての措置制度を設定したこと
- (四) 被害者保護救済を完遂することについての有効な弾力的措置としての保険金直接請求権の立法措置をおこなったこと
- (五) 火災を原因とする事故処理を目的とする責任保険の特殊的強力な保険法上の位置づけをおこなったこと
- (六) 保険金直接請求権について、その可否、その存在価値の有無、それに代るべき新たな立法措置などの考察を導くごとき性質内容を帯有していること
- (七) 本法の将来的改正の必要性の有無考察の性質を弾力的に有し、責任保険、責任保険契約および責任保険法体系につ

いての大局的見地に立って措置さるべき事項など発展的に検討さるべき内容を包含していること

ウ

しかして、直接的に、最大の存在価値は、被害者保護救済並びに保管者（加害者）保護救済という理念および目的を追求したことなどである。

二 保険金請求権の競合に関する考察

(イ)

責任保険契約において、保険金請求権は被保険者にあることは言をまたず、すなわち、保険金受取人としての地位は、法律行為としての契約上確立する。この根源は、被保険者が被保険利益の帯有者であり、保険契約上における重要にして不可欠な関係者であることによるのである。

したがって、保険金請求権を被保険者から取り去ることは、いかなる状態においても不可能であり、たとい、法的措置をもってしても、その措置は適正でなく、その効果はないものといわなければならない。けだし、商取引行為においては、片務契約とも称すべき内容の行為は存在しないからである。もし、取引において、そのような契約があるとするならば、それは商取引行為としてすでに営業行為ではないのである。

商法上、保険契約が締結された以上、保険金請求権は被保険者にとって無条件的固有の権利である。もし、法的措置によって、その存在を否定することができるとするならば、おそらく、保険契約の締結という行為はおこなわれず、したがって、このような問題を論ずること自体すら無意味ということになる。

(ロ)

商法六六七条において、所有者に新たに保険金請求権が立法的にみとめられたことによって、当該保険契約上の被保険者の保険金請求権は、その存在について、その権利所有について動搖をきたすものではない。それは、依然として、本来的姿様において存在する。

たとい、保険金直接請求権が所有者によって行使されるごとき状態に立ち至ったとしても、その行為によって被保険者の保険金請求権は消滅することはないのである。ただ、同時に、保険者に対して、二つの保険金請求権の行使をおこなうことはできないので、かかる場合においては、その一方の請求権行使の間、他方の請求権は一時その行使が停止されるという状態にあるにすぎない。暫時でも、その存在は消滅しないのである。保険金請求権行使の一時停止とその固有的存在の有無とは別個の事項であって関係なきことである。

しかして、所有者の保険金請求権の行使が完了した時点において、被保険者の保険金請求権は今までの一時停止の存在状態から消滅する。

(イ)

六六七条において、被保険者と被害者の両者の保険金請求権は、当該責任保険契約のあるかぎり、ともに併存し、その状態は継続する。ここに、いわゆる法的な競合の問題を生ずる。競合状態であるが故に、適正な解釈論をおこなう、事由ある措置をしなければ、折角の権利存在の意義を失い、混乱を生ずるおそれがある。

右の競合の問題を解決しようとする論に、およそ三つの見解がある。すなわち、第一は、保険金請求権に関する移転説であり、第二は、優先行使併存説であり、第三は、無条件併存説である。

第一の説によれば、保険金請求権競合の場合において、保管者の保険金請求権は、所有者に対して法的にそれのみとめることにより被害者に移転するものとし、したがって、保管者は、その時点において、保険金請求権を有しない

状態となる。しかし、当該損害の発生によって、先ず、保管者が被害者に対して損害賠償を遂行したときは、保管者が所有者の権利主体の地位に代位して、まだ行使されていない状態の保険金請求権を取得するに至る、との見解である。

第二の説によれば、保険者に対し保険契約者である他人の物の保管者の保険金請求権と所有者の保険金請求権との併存はみとめるといふ前提に立つ。しかし、保管者の財産上の経済的損害は、所有者に対する損害賠償を具体的に遂行することによって生ずるものであり、したがって、保管者が所有者に対して損害賠償をおこなわないかぎり、保管者の損害は発生することはない。保管者が損害賠償を具体的に実行しない場合には、所有者はその有する保険金請求権の行使について、保管者の有する保険金請求権に優先して行使することができるとする見解である。

所有者が優先行使をするであろうごとき損害賠償についての状態が継続するかぎり、保険金請求権は行使されない状態にある。損害賠償の未解決の状態が継続するかぎり、所有者の保険金請求権についての優先行使の立場は継続し、保管者は保険金請求権を有するからといって、その行使はできない、と説く。

第三の説によれば、保管者と所有者の両者の保険金請求権の併存をみとめ、その行使の順序・方法・条件などについて制限事項を設定しない。両者の保険金請求権は、まったく対等であって、条件のない状態において併存するものとし、両者のうち一者が保険金請求権を行使すれば、他の者は保険金請求権を行使できず、それは消滅する、との見解である。この見解は、六六七条の条項の文言を素直に解し簡潔に権利行使をみる立場であって理由なき見解ではない。

(二)

右における三つの見解についての考察は、六六七条の基本的問題に対する立法趣旨が那邊にあるかを判然と認識し、かつ、権利自体についての基本的理解を充分におこなない、結論をみちびく手だてとしなければならない。

第一の説の主張は、当初、保管者に存在している保険金請求権が本法の規定によって所有者に移転することをもって競合についての考察を進める立場である。保険金請求権について併存の状態をみとめず、それについての移転ということをもって事を処理し、さらに、代位ということをもって事を進めることにより、この競合問題を論定することは、六六七条の解釈論としては、権利について新たに移転という文言を使用し推理的に過ぎてその経過は複雑な状態を呈し権利というものについての飛躍的技術的創造的見解であるように思われる。

所有者は保険者に対して直接にその損害の補いを請求することを得、という六六七条の文言を主たる事由として、所有者の保険者に対する保険金請求権の存在のために、もし、保管者の保険者に対する保険金請求権が排除されるものとの考えがあるとすれば、それは重要な権利を有する保険契約の関係者としての保管者の立場を顧慮しない考察であって適当でないように思われる。けだし、所有者の保険金直接請求権の新たな存在が、法律行為としての契約上寄せられる保管者にとって、きわめて利害関係が深く有益であるその地位まで排除するという力はないものと考えられるからである。

責任保険契約における被保険者の保険者に対する保険金請求権は、保険契約と同時に発生する固有の必然的権利であって消滅するものではない。保険金直接請求権は、所有者保護の目的をもって六六七条によって新たにみとめられたものであり、所有者以外のところから移転してきたものと考えすることは妥当ではない。

したがって、保険契約を基本的に有効としてみとめる必要上、保管者の保険金請求権はその存在地位について少しの動搖をきたすこともなく、その源泉的姿様のまま、その存在をみとめることが必要となり適当であると考ええる。

さらに、二つの保険金請求権がおの両者に存在することは、保険者に対する保険金請求の総合的效果を強めることにも役立つものである。第三の説が、保管者と所有者との二つの保険金請求権の併存を基本的にみとめ、保険金

請求権の行使上の両者の立場を同等に、かつ、同じ時限的にみとめることは、殊に、行使上において無条件の状態におかれるということは所有者を保護しようとする六六七条の真実の立法趣旨に添わないこととなるのではないだろうか。

(ホ)

六六七条の基本的趣旨は、所有者が保管者に対して損害賠償請求権を有する状態にあるとしても、保管者が経済的理由などのために、その損害賠償請求権に対して事実上対応することの不可能な場合において、それに対処するため措置として、被害者たる所有者の保護救済を企図して保険金直接請求権を立法したものと解する。

したがって、保管者は所有者に対して損害賠償を果たすことによってはじめて自己の財産権の損害を生ずるものであるから、保管者がまず、所有者に対して損害賠償をおこなった場合には保管者は保険者に対してその保険金請求権を行使できる状態となる。

このような事由から、保管者が所有者に対して損害賠償をおこなわないかぎりには、所有者のみが保険者に対して保険金請求権の行使ができるものと考ええる。かかる措置と実行によって所有者の損害は補われ、その保護救済が遂行されることとなる。

右の事由によって、第二の説として述べた見解が妥当なものではないかと考えられる。

要するに、最も必要なことは、被害者の立場においてその保護救済が可及的速かに確実におこなわれることである。この意味において、その目的を達成するため、六六七条がそれに対する措置として新たに保険金直接請求権を被害者にみとめたことは、衡平にして合理的態度というべく、この立法は、責任保険制度自体が基本的にもつ有意義な存在価値の上に、さらに、その価値の度を深め加重するものといわなければならない。

三 保険金直接請求権の行使および適用に関する考察

(イ)

商法六六七条は、保険の種類別からすれば、火災保険の法体系のところに位置づけられているが、このことが本問題考察の発足点となり、本条が包含する被害者の保険金直接請求権の設定を、他の種類の責任保険の分野にも及ぼしめることの是非についての見解は、本条の問題事項適用について、厳格解釈論の立場に立って否とするか、もしくは、拡大解釈論の立場をとって可とするかにかかっている。

本法におけるごとき保険金直接請求権の存在は、火災を原因とする損害についての責任保険の場合にのみその適用を限定してみとむべきであるとする厳格解釈論、もしくは、他の種類の責任保険の場合についてもその存在をみとめ適用して然るべきであるとする拡大解釈論の主張は、利害関係の深く影響する権利行使の事項であるだけに、かつ、基本的には被害者保護の立場と関連性を有する故に、本問題は諸種の視点に立って考察し妥当な結論が得られなければならない。

(ロ)

保険金直接請求権についての拡大解釈論の主張は、火災を原因として発生する損害についての責任保険と火災以外の他の事項を原因として発生する損害についての責任保険とにおいて、その保険金直接請求権の存在の有無および適用の有無を区別して解することは、保険の種類としてなら異なる取扱いをすることの必要性のない現実的狀態から考察して適當ではなく、火災を原因とする事故発生を前提とする場合のみを限定する責任保険契約における保険金直接請求権は保険法適用の衡平の見地から、さらに、被害者保護の現状からみて、火災を原因とする狭小な原因範囲から拡大して、すべての保険上の事故を原因とする責任保険契約において拡大して適用行使することが妥当である、との見解に立つ。すなわち、事故発生の種類の原因についての公平な対応および被害者保護という社会的思潮がその主

張の根源となる。

(f)

しかして、厳格解釈論の見解は、基本的には、権利行使の範囲は法律の規定によってのみみとめられるとあるのであり、拡大解釈論の主張の理由づけは、権利についての思考が法律的制度のもとにおけるものではなく、単なる解釈論ということを基盤として、ある問題事項についての主張方法、措置であるにすぎない。拡大解釈論によれば、権利についてその存在の有無は解釈論次第によって左右されるという考察があるかのようにも思われる。六六七条は、厳格として、商法典商行為編保険法各論の火災保険の節に位置するものであり、そのことによって権利適用の範囲は決定的となる。

拡大解釈論は解釈論ではあるが、権利ということについては立法論の経過を経てそれが是認されなければ確実なものとはなりえない故、限定的意味をもつ権利行使の壁を打破することは不可能といわなければならない。権利義務に關するかぎり、いかに適當ではないと思料されるごとき事由が存在するからといって、法律の規定によることなくして、他の類似の場合にも当該事項を適用しようとすることは至難なことではないかと考える。

権利については、拡大解釈の立場によって厳格解釈の立場をこえ、それに有利な見解の地位を与えることはむづかしく、したがって、保険金直接請求権行使の拡大適用の可否についての結論は明白である。

四 保険金直接請求権に関する立法論的考察

(i)

責任保険契約における保険金直接請求権に関する六六七条においては、保険金直接請求権の適用存在の範囲を拡大し、他のすべての責任保険契約においてそれを一般的共通適用原則として解釈論を展開することは不可能であるとの

結論を得た。したがって、基本的に保険金直接請求権の必要性を認識し、それらの諸制度を良きものとして肯定し、責任保険制度上普遍的に安定した態様におくことを求め期待する場合、現行立法における態勢では困難であると考えられる故、保険金直接請求権に関する数多くの改正的立法論が展開されることは必定である。

(四)

保険金直接請求権の責任保険契約における一般的適用化に関して、考慮される方法措置には次のごときものがある。

(一)

商法六六七条の趣旨の主要条項、なかんずく、被害者の保険金直接請求権の条項を現行の火災保険の位置からはずして、商法第十章第一節損害保険総則の場所に移し共通原則としての位置づけをおここのうこと。

(二)

責任保険に関する法規は、商法上極めて少ない。したがって、本問題については、責任保険に必要な関連法規を一個の「責任保険法」として立法確立し、その中に保険金直接請求権など六六七条の趣旨の条項を含ましめること。

責任保険に関する法規の少なきに反し、他方、損害賠償事故の増大とともに、新たな責任保険の種類は増加の一途をたどり、それらに関連する法規を内容豊かに立法することは急務であると考えられる。

「責任保険法」の法体系の法規の内容が一定し動かざる原則を帯有しそれらが増減するときおそれはないと確信される状態のものであるならば、法典と称するものの持つ高い特殊性から考慮し、商法典の中に損害保険法の各論として位置せしめる方法と別に特別法としての保険契約法を設定しその中に必要事項を含ましめる方法、さらに、責任保険法のみの特例法を確立しその中に保険金直接請求権などの重要事項を包含せしめる方法が考えられる。

わが国においては、特別法として保険契約法の成立をみていない。保険事業は他の一般的事業に比し本来社会公共

性の強い事業であり、その発展普遍化の傾向上、独立した保険契約法の法体系を確立することが必要であると考える。

(三)

各種企業の帶有する社会公共性の程度は、企業の種類性質によって相違するものがあるとしても、それが企業であり営利社団法人としての性格を有する以上、社会的に経済的に国民生活の多くの部分に影響をおよぼさないものはない。ある種の企業およびそれに類似の企業において、その同一もしくは類似の危険と発生する損害を有するものを典型的に集合せしめ賠償金の支払を可及的に容易にし簡潔円滑におこるうために、単一にまとめた或種特定の賠償法の中に、その種の企業に適應する責任保険制度の体系を含ましめて特別法として立法すること。

すなわち、「化学事業損害賠償保障法」「機械リース事業損害賠償保障法」「重量物運送損害の賠償に関する法律」「危険物取扱損害の賠償に関する法律」「食品損害の賠償に関する法律」などの企業の種類別による立法案はこれである。

(四)

商法六六七条において取扱われる事項の主役は、いわゆる「賃借人その他他人の物を保管する者」であり、この趣旨から考察すれば、本条は賃貸借契約を前提とし契約不履行の可能性を予定する責任保険契約賠償法であると解される。

しかし、契約不履行を対象とする責任保険の場合だけに保険金直接請求権を設定し考慮することは狭小に過ぎ被害者の保護を強く進める点において充分ではない。したがって、不法行為などの加害行為による損害賠償責任についてその解決措置として一般原則的保険金直接請求権制度を設定すること。

すなわち、契約不履行および不法行為によって生ずる賠償責任の解決手段としての保険金直接請求権の適用範囲を

拡大してゆく制度の設定である。このような目的内容を帯有する保険金直接請求権を常に問題とするすべての賠償責任の場合に包含せしめ適用してゆくことである。

(五)

保険金直接請求権の関連事項を各種の責任保険普通保険約款もしくは特別保険約款の中に規定すること。

保険金直接請求権が種々の態様をもって立法化され権利として法律上確立することについて論述し考察を進めてきた。しかし、現実的な保険契約締結という実行の場において、保険の種類に応じて設定される各種の保険契約締結の規準となる保険約款の中に、保険金直接請求権に関する事項を具体的に可及的詳細に規定することによって、この請求権はさらに重要なものとして確認されその意義を強めるのである。

すなわち、「保険約款において保険金直接請求権の事項を定めることができる」旨の内容の規定を、商法典中の保険法、保険に関する特別法および各種企業の損害賠償に関する特別法の中に定めることをもって、その趣旨は制度的に安定したものとなる。

(六)

責任保険契約の締結がおこなわれた場合、その締結の時点において被害者は保険金請求権の行使のできる地位（保険金受取人の地）につきうることを立法すること。

すなわち、被害者（事故発生前は未だ損害を受けない不確定不特定の者であり、事故発生後は真実の被害者として具体的に特定する者）を保険金請求権の行使できる地位におくことを具体的に現実的に一般化する。責任保険契約の締結により被害者に対して保険金受取人としての地位が法的制度としてまとめられる。実際的措施としては、保険契約者が責任保険契約証書の保険金受取人の個所に「被害者」と記載することによってその効力を生ずるものである。なお、保険

者はその記載を確認することを要する。

被害者は責任保険契約上において、保険金請求権を行使できる立場が、当然に附与されるものであって、このような措置をとれば保険金請求権の競合は生じない。けだし、これら一連の制度設定の裏付けは法的に確立されみとめられているからである。

しかして、保険金請求権についてみれば、右のごとき措置をとることにより、六六七条における被保険者の有する保険金請求権と被害者の有する保険金直接請求権とが共に存在する必要はなくなる。保険金請求権は保険契約上本来の態様のごとく、一人の地位において所有され行使され保険金受取人の地位もその者一人の地位となる。すなわち、事故発生前（加害者の賠償責任確定前）においては、未だ被害者は不確定であるが、その賠償責任の確定によって被害者は現実的具体的に確定する。不確定と確定という相違はあるが、やがて時間的段階的に結局において被害者が保険金を取得し、それを自ら損害の補いに充当するという最終目的を達成することができるのである。

五 保険金直接請求権設定制度の可否に関する考察

(イ)

保険金直接請求権を法律的制度として設定し、この請求権を被害者に対してみとめるかみとめないかの可否論について新たに問題を提起し、それは本論において述べてきた六六七条の趣旨を基本的必要前提としてきた論とは全く経過的視点を異にするものである。しかし、両者が達成しようとする目的および理念においては異なるところはないのである。

本来、保険金請求権の設定は、被害者の保護救済を一層強化しその損害を補うことを完了するにある。したがって、被害者の保護救済ということが、より一層単的に合理的に解決されるごとき措置が新たに考察され設定されるならば、

保険金直接請求権の存在意義は減少または消滅することとなる。

(四)

現行のごとく、「保険金請求権と保険金直接請求権」の二つの請求権をみとめ設定することは、その請求権の行使についていわゆる競合の問題を発生させ、それが経済的に重要な利害があることとの関連性からみて、賠償関係を中心とする債権債務関係に混乱を生ぜしめること少なしとしない。

また、保険者の立場において考察すると保険金請求権の二元組織の態様においては、法律行為として発生した問題の解決に関し、繁雑性を加え事業遂行上円滑性を欠き不合理であると考えられる。

(五)

保険金請求権の競合問題の解決のために、被害者の保護救済の立場を有力ならしめる目的をもって、保険金請求権につき、いわゆる優先行使併存説が主張されみとめられるとしても、被害者は本来保険契約関係者ではなく、当該保険契約について熟知しないことを多しとする第三者的立場の者である。したがって、保険金請求権行使が被害者の保護救済をはかる目的に添うように円滑に行使され成果をあげることができかどうか、被害者にとって不利な状態をきたすことになりはしないか、これらの重要な事項について疑問なしとしない。

(二)

責任保険契約において二元組織の立場にある保険金請求権を一元組織化することによって、むしろ、被害者の保護救済の手段を、より一層簡潔にし強化する結果をもたらすことができる。保険金請求権を一元化するために、より一層適正な方法措置をとることにより、被害者をして、より一層強化された保護救済の地位につかしめることに関して、良き法的手段を探究考察する必要があるのではないだろうか。

責任保険契約における保険金請求権の一元化は、保険金受取人を「被害者」というごとく銘うって保険契約の当初から明白に法律上の地位として確定される。かかる事情にもとづき保険者の立場を保険契約における債務の履行において考察すると保険者は、常に被害者に対してのみ保険金の支払いをすれば足るのであり、このことは保険取引の合理化につながる。

(六)

しかして、保険金請求権の一元化に関する措置として考えられる方策は、商法上の規定として求められる保険約款の記載事項において、保険金受取人として「被害者」を位置せしめ、かかる名称を保険契約書に記入すれば事足るのである。したがって、このような措置がとられるにおいては、当然に、商法における保険約款に記載すべき事項の規定を改正し、さらに、この改正は保険約款自体の規定についても同様である。

(七)

保険金請求権の権利者が一人となり一元化されれば、商法六六七条は保険金直接請求権の事項についてその存在意義を失うことになり、かかる結果について本条につき適当な法的措置がとられなければならない。

(八)

保険契約において保険金請求権は、一個であることを原則とする。複数の保険金請求権の存在は、特別の事由のある場合であって、そのような場合でも請求権の行使については同時複数行使を排除して単数行使という態様においてのみおこなわれる。保険契約が一個であるならば、保険金支払も一個でおこなわれ、保険料の支払も一個でおこなわれ、保険金受取も一個でおこなわれる。個と個との単純性の関連が取引行為を最も円滑に容易に、かつ、頻度化することができる。取引行為は個と個との繰り返し集結が原型であって、可及的に個の態様にもとづき成果ある形成を

おこのうことがよいのである。個の態様に方向づけることが可能であるならばその方途を発見することく努めるべきである。

したがって、責任保険契約においては、保険金請求権は、「被害者」という一個の地位において一個の態様において一個の制度として設定することが適当である。

(イ)

「被害者」が保険金受取人として保険金請求権を行使する場合、それは保険金直接請求権の行使ではなく、保険契約上、根源的に存在する本来的保険金請求権の行使である。ただし、右における保険金受取人は保険契約の締結と同時に発生する保険金請求権を帯有する者であるからである。

(ロ)

「被害者」は、責任保険契約においてのみ、また、責任保険契約の締結行為がおこなわれたことによつてのみ、立法上、当然に保険金受取人の地位に立つのであって、保険金請求権は「被害者」のみのものである。保険金請求権は、責任保険契約存在の当初から被害者自身のものであって他の誰に属するものでもない。

(ハ)

「被害者」が保険金請求権を行使するか行使しないかの問題、すなわち、保険金請求権の任意行使の問題は基本的に存在しない。被害者が、事故発生後、早急に加害者から賠償額の支払を受けたとき場合に、被害者が保険金請求権にもとづき受取ることのできる保険金は必ず被保険者に渡すことによつて、被害者の二重利得にはならず防止することができる。

保険金請求権は「被害者」だけに存在し、その行使は「被害者」のみが可能である。被害者が賠償額を受領し、さ

らに、保険金請求権を行使できることは疑問とされるおそれがあるかもしれない。しかし、その保険金は実質上直ちに被保険者に渡される措置がとられるので問題は生じない。

このため、保険者はこの間の事態の推移を探究確認し保険金の請求が提起された場合、保険金の支払については具体的に勘案しておこなうことを要する。右のごとき場合、保険金は保険者から賠償額を支払った被保険者に直接に支払われるという措置がおこなわれる。

「被害者」のみが保険金請求権を有するという単数所有の形が基本を構成し、それを最後まで維持遂行することが、保険契約における債権債務関係あるいは損害賠償関係を円滑におこない成果をあげる利益があるものと考ええる。

(2)

「被害者」の所在などが不明であって被害者による保険金請求権の行使が不可能な場合、したがって、保険金の受取は不可能であり、このような状態は、いわゆる「損害賠償金」の受取人が不明であって、被害者による賠償金の受取が不可能となるごとき場合とその趣きを同じくし不確定な状態の現出であり、かかる状態の放置が適正を欠くことはいうまでもなく、また賠償関係者、保険契約関係者にとってその利害関係上影響することが多い。

したがって、かかる状態の解決のために利害関係者の協議によって、可及的に迅速かつ慎重にその結論を得ることを要する。すなわち、右の協議は被害者側、保険契約者（加害者側）および保険者によっておこなわれる。しかし、その協議が不可能な場合あるいは協議の結論が得られない場合は、保険金を暫定的に供託する方法が考えられる。このため協議会に関する一連の規定が設定されなければならない。

「被害者」の保険金請求権は、「損害賠償金」の支払を目的とする保険金請求権としての意味を帯有する。たとい、事故が発生しても「被害者」の不明などによって、賠償金の給付を受ける者は不存在の状態であるから、保険契約者

は、保険契約上保険料の支払をおこなっていても、被保険者は賠償額の支払をおこないえない状態におかれているから、したがって、被保険者に財産上の損害は生じていないので被保険者に対して保険金の支払はおこなわれない。

(7) 保険金請求権の一元化について、「保管者（加害者）に保険金請求権を一元化する」という事案について考察を進めよう。

この事案については、前述の商法六六七条および「被害者」への保険金請求権の一元化・単純化との関連を想起し考察しなければならぬ。もし、唐突に、右の想起なくして本事案を考察しようとすれば、論述の流れについて理解が充分なされないおそれがあるかもしれない。保険金請求権の保管者への一元化に関しては、主として、保管者の損害賠償の支払と保険金請求権との関連性、保険金と供託制度との関連性、保管者への保険金請求権の一元化制度設定の目的およびこれらの間における保険者の立場などが重要な考察事項である。

さて、保険金請求権の所有および行使が保管者のみに存在する保険金請求権の一元化の場合、保管者が所有者に対して損害賠償額の支払をおこなう可能性の保証がないかぎり、保険契約上、保管者は保険金請求権の行使をおこなうことはできず、したがって保険金の支払はない。ただし、被害者の保護救済の目的を達成するためには、たとい、保険金請求権の保管者への一元化ということがあるとしても、損害賠償と保険金との関連を右のごとき状態におき、大局的視点において終局の目的を達成することが必要であるからである。

保険者は、保管者による賠償額の支払があれば、保険金の支払をおこなう。保険者はこのような事情経過について、特に賠償事項について知悉するために常に注視し、このため保管者および所有者に対してその状態について問合わせ、両者と可及的接触をはかることを要する。

保険金請求権が保管者のみに存し、一方、賠償額の支払もおこなわれないこととなれば、所有者の損害は補われな
いという不利な結果を呈する。したがって、保険者は保管者に対して保険金請求権の行使を促し、それが現実的に
おこなわれないとしても、実は保険金請求権の行使は潜在的に事実上おこなわれたと考える。

けだし、保険金は供託金としての状態にあるとしても、それは保管者にとりきわめて利益あるものであり、供託金
は保管者にその所有権があるからである。

しかし、保険者は当該保険金を直ちに供託し、賠償関係の進展に伴いその供託金は賠償金として所有者に渡され
るとき方法がとられる。保険金の供託という行為は、保管者が保険金請求権を有すればこそおこなわれるのである。
このような措置によって、六六七条において被害者保護救済のために考えられた保険金直接請求権の必要性はな
かり、法規の統一的単純化をきたし、また、複雑な保険金請求権の競合問題も招来されない。

本論は、保管者のみの保険金請求権と供託行為との関連性が発生するが、しかし、被害者保護救済という立場を重
視し、かつ、保険金請求権自体の存在意義も生かし、その単純化を企図するという目途がある。

しかし、保険金請求権の一元化に関しては、「被害者への一元化」と「保管者への一元化」が考察され、そのたど
る道は異なるとはいえ、終局における被害者の保護救済の目的および保管者（加害者）の立場を有利に展開する目的
を有することにおいてはその軌を一にするものである。

第三 責任保険法研究 其の三 結語

—

(イ)

責任保険契約において、保険金直接請求権を中心とする態様は、現実的に損害賠償責任解決の不可欠的手段として厳としてその場所に位置していることから、また、被害者保護救済の思潮は、より一層強く深く一貫して流れ、それが公害賠償といわず個人損害賠償といわず、その量は次第に増加の一途をたどり、その質は強固さを加える傾向にあることから、商法六六七条の解釈論および立法論は、現在的基本趣旨の把握はもちろんのこと、法および理念の将来的適正な地位と方向づけが充分におこなわれ緻密に考察されなければならない。

(四)

被害者は弱い立場にあることを常とする。被害者の保護救済を立法的制度として強化し拡大することは必然性を有する流れである。責任保険契約の締結は、保険契約者によって加害者による事故発生前におこなわれるが、保険金の支払によって、それは終局的に被害者のための賠償額の補いとなって具現することになり、責任保険契約の締結は可及的にその種類その量において増加することが望ましく、それに関連して商法六六七条において取上げられた被害者の保険金直接請求権設定制度の構想は、近代民事法が、特に近代保険法が社会的現実を注目した大局的視点に立つ顕著な功績である。

商法六六七条において、その立法後の経過年月の長期という事由もあって、それが種々の問題点を含むことも否めないが、責任保険法として商法典上唯一の、しかして最初の立法であることから、法理念の価値づけ、制度的価値づけは評価されなければならない。

なканずく、保険金直接請求権を敢えて設定し、現在の被害者保護救済の先駆的社会的流れの方向をたどる質的価値を帯有せしめていることは特筆すべきことである。

(五)

商法六六七条において、保険金請求権の競合の問題あるいは保険金直接請求権の適用拡大の問題などにつき、当時の考察にもとづいて、より詳細な条項が明定されていたとするならば、後世における本条の解釈論および立法論において妥当な論拠によって結論を得るために、とまどいと繁雑さを呈する多数の解釈論と立法論は、あるいは、より少なくより容易になったかもしれない。

しかし、商法典といえ、一方において、社会的経済的状況の変化はあっても、法自体は動ずることなく相当長期にわたってその当初の立法条項自体が継続実施されることを常とすることから、その変化に可及的に対応可能にするための質的に幅広い適応性のある弾力的法としての性質を帯有させるための構想が実現されたのであろう。商法六六七条に含まれる長所はこれを強調し拡大し、短所があるとすればそれを検討考察し、より一層責任保険契約の帯有する社会的効果を發揮せしめることが必要である。

二

商法六六七条における保険金直接請求権の価値をみとめ、その拡大強化の論旨を展開する一方において、保険金直接請求権設定制度の可否に関する考察をおこのうゆえんは、現行の高度の理念と目的を帯有する保険金直接請求権の存在と価値を否定しようとするものではなく、将来的展望において、拡大し発展の道をたどるであろう責任保険制度およびその契約締結の在り方と態様を考察し、責任保険契約の仕組みと内容を効果的に高度化し、被害者の保護救済の理念実現に、また加害者の経済的維持の目的に、より一層適正な方策を発見しようとするにほかならない。本論はそのための事案であり考察である。

複雑多様にして間断なく移り変る社会状況の視点に立ち、あらゆる考慮と措置がとられ、その対策が周到になされながらも、被害者は漸次増加するかもしれない将来において、その対応措置を簡潔単的にして、しかも効果ある制度

に方向づけてゆくことが、責任保険契約締結の増加とその制度設定の見地から望ましいのではないかと考える。

(責任保険法研究 其の三 本論終り)